堺市長 殿

堺市難聴児特別補聴器等購入費等支給申請書

申請者(保護者)

)

月

 \Box

年

電話番号

住 所氏 名

名 (児童との続柄

(児童)氏 名

生年月日 年 月 日生(歳) *年齢は、申請書提出日現在で記入してください。

特別補聴器等の購入費等の支給について、堺市難聴児特別補聴器等の購入等に要する費用の支給に関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。また、特別補聴器等の購入費等の支給申請に係る決定のため、世帯の住民登録資料、税務資料その他の資料について、各関係機関に調査し、照会し、及び閲覧することを承諾します。なお、特別補聴器等の購入費等の支給に当たっては、自己負担額を除く金額の請求及び受領に関し、補装具業者に委任します(該当する以下の項目の口欄に✓又は申請内容を記載してください。)。

1 見積額及び台数				円		1台				2台
2	補聴器の種類等	購入	対象種目			装	着	笛	所	
申請			□ 耳かけ型 □ ポケット型 □ 耳あな型 □ 骨導式 □ イヤモールド		□ 右耳	Į		左耳		口両耳
内容		修理	里・交換を行う部位							
3 申請要件	(1) 対象児童	ロ 両耳が30 デシベル以上です。								
		□ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条第1項に規定する補装具の支給の対象ではありません。								
		□ 申請書提出日現在18歳未満です。								
	(2) 購入費等の 支給実績	□ 過去に補聴器の支給を受けていますが、前回の支給券交付決定日から5年以上経過しています。(前回の支給決定日 年 月 日)								
			過去に本事業で補聴器の支給を受けています。 過去にイヤモールド単体の支給を受けています。 上経過しています。(前回の支給決定日		、前回0		等交付日)	年 対決定	月 日か	
	(3) 該当する 所得区分		生活保護 • 低所得	•	40.11					
4 補聴器見積業者名										
5 添付書類		□ 意見書(様式第2号又は様式第3号)※特別補聴器の修理・交換の場合は、省略可能□ 補聴器業者の見積書□ 世帯全員の市町村民税課税証明書□ 生活保護世帯の場合は、生活保護受給証明書								

注意 該当する所得区分の欄において、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯について は、生活保護の区分となります。